

令和6年度有害大気汚染物質モニタリング調査結果

単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$

測 定 項 目	一 般 環 境		発 生 源 周 辺						沿 道		環 境 基 準 (指針値)
	宮崎市立図書館		延岡保健所		北部港湾事務所		都城自動車排出ガス測定局				
	測定値範囲	1年平均値	測定値範囲	1年平均値	測定値範囲	1年平均値	測定値範囲	1年平均値			
ベンゼン	0.11 ~ 0.64	0.37	0.18 ~ 0.50	0.38	0.24 ~ 1.4	0.71	0.17 ~ 0.75	0.46	3		
トリクロロエチレン	<0.009 ~ 0.031	(0.014)	(0.009) ~ 0.033	0.018	(0.007) ~ (0.033)	0.013	-		130		
テトラクロロエチレン	<0.006 ~ 0.076	0.027	(0.008) ~ (0.025)	0.021	<0.007 ~ (0.025)	(0.019)	-		200		
ジクロロメタン	0.49 ~ 2.2	0.83	0.33 ~ 0.75	0.59	0.51 ~ 2.9	1.4	-		150		
アクリロニトリル	<0.0004 ~ <0.003	(0.0005)	<0.0004 ~ 0.079	0.019	<0.0004 ~ 0.028	0.0041	-		(2)		
アセトアルデヒド	0.47 ~ 1.9	1.2	0.58 ~ 2.0	1.1	0.65 ~ 2.2	1.4	0.58 ~ 2.6	1.4	(120)		
塩化ビニルモノマー	(0.0046) ~ 0.066	0.014	<0.007 ~ 0.58	0.090	(0.0059) ~ 0.11	0.026	-		(10)		
塩化メチル	1.0 ~ 1.8	1.3	0.94 ~ 1.4	1.2	0.93 ~ 1.4	1.2	-		(94)		
クロム及び三価クロム化合物	0.00024 ~ 0.0034	0.00096	-		-		-				
六価クロム化合物	<0.000010 ~ 0.00022	0.00010	-		-		-				
クロム及びその化合物	-		0.00050 ~ 0.0031	0.0013	0.00089 ~ 0.0051	0.0020	-				
クロロホルム	0.084 ~ 0.27	0.16	0.12 ~ 0.23	0.16	0.12 ~ 0.24	0.17	-		(18)		
酸化エチレン	0.021 ~ 0.061	0.033	0.023 ~ 0.068	0.038	0.027 ~ 0.43	0.15	-				
1,2-ジクロロエタン	0.036 ~ 0.54	0.14	0.043 ~ 0.16	0.11	0.046 ~ 0.17	0.12	-		(1.6)		
水銀及びその化合物	0.0010 ~ 0.0017	0.0015	0.0011 ~ 0.0017	0.0015	0.0013 ~ 0.0018	0.0015	-		(0.04)		
トルエン	0.34 ~ 1.5	1.0	0.78 ~ 2.7	1.2	0.56 ~ 1.8	0.97	0.89 ~ 3.2	1.7			
ニッケル化合物	0.00031 ~ 0.0018	0.00092	0.00047 ~ 0.0029	0.0013	0.0018 ~ 0.025	0.0070	-		(0.025)		
ヒ素及びその化合物	0.00010 ~ 0.0045	0.0012	0.00013 ~ 0.0079	0.0017	0.00018 ~ 0.0077	0.0017	-		(0.006)		
1,3-ブタジエン	(0.005) ~ 0.041	0.021	(0.009) ~ 0.058	0.023	0.017 ~ 0.044	0.029	0.017 ~ 0.091	0.037	(2.5)		
ベリリウム及びその化合物	(0.0000007) ~ 0.0000045	0.0000029	0.0000013 ~ 0.000013	0.0000058	0.0000018 ~ 0.000013	0.0000067	-				
ベンゾ[a]ピレン	<0.00000017 ~ 0.000098	0.000034	0.0000098 ~ 0.00014	0.000049	0.0000061 ~ 0.00015	0.000054	0.0000092 ~ 0.00029	0.000059			
ホルムアルデヒド	0.73 ~ 2.4	1.5	0.93 ~ 3.2	1.6	0.85 ~ 3.1	1.8	0.70 ~ 4.0	1.7			
マンガン及びその化合物	0.0013 ~ 0.0061	0.0038	0.0020 ~ 0.022	0.0063	0.010 ~ 0.71	0.17	-		(0.14)		

備 考

- 調査は令和6年4月から令和7年3月までの毎月1回実施し、調査方法は「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」(環境省水・大気環境局大気環境課)に従った。
- 年平均値が各月の最大検出下限値未満であった場合は、その値を括弧書きで表示した。
- 最小値・最大値の判定は、測定値が検出下限値未満の場合は、検出下限値の1/2の値ではなく、該当する測定値の検出下限値で表示した。
- 測定値について、2重測定試験を実施した場合には、試験結果が判定基準を満たしていることを確認し、2つの測定値の平均値をその月の測定値とした。
また、例えば「<0.0048」とは測定値が検出下限値0.0048未満、「(0.005)」とは測定値が検出下限値以上で定量下限値未満であることを示す。
- 1年平均値の算出に当たっては算術平均を用い、測定値が検出下限値以上で定量下限値未満の場合はそのままの数値を、検出下限値未満の場合は検出下限値の1/2として算出した。

(例: 測定値が0.50、0.16、0.49、0.14、0.17であり、定量下限値が0.50、検出下限値が0.15であった場合は、 $(0.50 + 0.16 + 0.49 + 0.15/2 + 0.17)/5 = 0.28$ とする。)